

令和4年第21回紋別市農業委員会総会（第1日）

- 1 開会日時 令和4年3月28日
開会午前11時7分

2 議事日程

- 日程第1 会期の決定
日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第3 報告第2号 農用地利用調整申出について
日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の成立状況の確認について
日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

3 出席委員（16名）

議長	千葉好弘君	職務代理	富永克治君
1番	平野道教君	2番	那須信利君
3番	砂原一夫君	5番	渡邊修君
6番	武田政一君	7番	植田市子君
9番	長谷川保君	12番	木原閱治君
14番	柳澤路子君	15番	平石栄司君
17番	佐藤雅広君	16番	竹村勉君
18番	田中賢治君	19番	石田哲夫君

4 欠席委員（3名）

4番	岩田博教君	8番	壽見義忠君
13番	夏野善徳君		

5 事務局出席職員

事務局長	内田誠君	庶務係長	吉野久寿君
農地係長	安部勝喜君	庶務係兼農地係	渡邊崇雅君

午前 11 時 7 分 開会

○議長（千葉好弘君） それでは、これより第 21 回紋別市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、16 名であります。よって、開議の定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事録署名委員には、6 番武田委員、12 番木原委員のご両名をご指名いたします。

ここで、事務局より諸般の報告を申し上げます。

事務局長。

○事務局長（内田 誠君） はい、本日の欠席委員でございますが、岩田委員、壽見委員、夏野委員より届け出がございます。

次に本日の配付文書でございますが、本総会議事日程表、総会資料、農業委員への女性登用の推進資料を配付してございます。

次に、本日の議事日程でございますが、お手元に配付しております議事日程表のとおり日程第 1 から第 6 までとなっております。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉好弘君） それでは、これより本日の議事に入ります。

日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

次に日程第 2、報告第 1 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） 報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 1 件ございましたのでご報告いたします。

（総会議案に基づき朗読）

○議長（千葉好弘君） それでは、これより質疑を行います。本案について何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、報告第 1 号を終了いたします。

次に日程第 3、報告第 2 号農用地利用調整申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） 報告第 2 号、農用地利用調整申出について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等の調整申出書の提出が 10 件ございましたのでご報告いたします。

（総会議案に基づき朗読）

以上でございますが、詳細につきましては調整委員よりご説明がございます。

○議長（千葉好弘君） それでは、調整にあたっている調整委員より説明をお願いいたします。

はじめに1番について武田委員をお願いいたします。

○6番（武田政一君） 成立はしているのですが、書類の提出が間に合わなかったようですので、来月正式に報告いたします。今回は継続でお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま武田委員より説明がございましたけれども、1番について質疑を行います。何かご意見、ご質問ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に2番及び3番並びに8番について竹村委員をお願いいたします。

○16番（竹村 勉君） いずれも継続でお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま竹村委員より説明がございましたけれども、2番及び3番並びに8番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に4番について田中委員をお願いします。

○18番（田中賢治君） はい、継続でお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま田中委員より説明がございましたけれども、4番について質疑を行います。何かご意見、ご質問ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に5番及び6番について佐藤委員をお願いいたします。

○17番（佐藤雅広君） はい、5番及び6番の売買ですが、●●●●さん、●●●●さんに決まりましたので、よろしくをお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま佐藤委員より説明がございましたけれども、5番及び6番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に7番について那須委員をお願いします。

○2番（那須信利君） ●●●●さんに前回借りている畑プラス前回借りている方、近間に畑を取得しましたので、手放したので、地続きであります畑と一緒に借りていただくということで、●●●●さんに決めましたのでよろしくお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま那須委員より説明がございましたけれども、7番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に9番について植田委員をお願いします。

○7番（植田市子君） 今まで借りていた●●●●さんが、継続して借りるということで調整が成立しておりますので、ご報告申し上げます。

○議長（千葉好弘君） ただいま植田委員より説明がございましたけれども、9番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に10番について渡邊委員をお願いします。

○5番（渡邊 修君） ただいま調整中です。継続でお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま渡邊委員より説明がございましたけれども、10番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。

次に日程第4、議案第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の成立状況の確認についてを議題といたします。

本案は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により植田委員が議事参与制限に該当いたしますので、よろしくお願いたします。それでは事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） 議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の成立状況の確認について、農地法第18条第6項の規定に基づき合意解約通知書の提出が1件ございましたので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

（総会議案に基づき朗読）

○議長（千葉好弘君） それでは、これより質疑を行います。本案について何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第5、議案第2号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

なお、本案の1番、2番及び4番が農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与制限に該当いたしますので、1番が渡邊委員、2番が植田委員、4番が長谷川委員となっておりますので、よろしくお願いたします。それでは事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） 議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、紋別市より求められた4件の農用地利用集積計画について議決を求めるものでございますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

（総会議案に基づき朗読）

○議長（千葉好弘君） それでは、これより質疑を行います。1番ないし4番について何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。

これより1番ないし4番の4件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

1 番ないし 4 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第 6、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) 議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請が記載のとおり 2 件提出されましたので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、北海道農業会議への意見聴取を行い、本委員会及び北海道農業会議の判断が許可相当で一致した場合に限り、会長専決により許可書交付の議決も併せて求めるものでございます。

なお資料は、総会資料の 1 ページから 22 ページまでとなっております。

(総会議案に基づき朗読)

以上でございますが、詳細につきましては渡邊主任よりご説明がでございます。

○議長(千葉好弘君) 渡邊主任。

○庶務係兼農地係主任(渡邊崇雅君) それではご説明いたします。

資料の 1 ページからとなります。2 ページに位置図を添付しております。次の 3 ページの見取り図ですが、R 3 完済とかいてある箇所が昨年砂利採取を行った場所であり、今回の申請は川側の R 4 の箇所となっております。所要面積は約 1 町で、その内の約 4 反より採取予定となっております。

次に 4 ページをご覧ください。本件につきまして、こちらの審査表に基づき審査したところですが、4 ページの立地基準ではありますが、農業振興地域整備計画における農用地区域内農地となっております。

次に 5 ページですが一般基準となっており、事業実施の確実性などについて各項目ごとに審査したところであります。さらに 6 ページですが、こちらは審査にあたり参照した添付資料の一覧となっております。最後に 7 ページをご覧ください。4 の例外許可事由の該当状況ですが、農地を一時的な利用に供するものであり利用目的を達成するうえで必要とし、農業振興地域整備計画の達成に支障をおよぼすおそれがないと認められるため、農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号に規定する例外許可事由に該当すると判断しました。

5 の総合判断としては、許可相当であると考えます。

続きまして、資料の 8 ページからとなります。これは農地にバイオガス発電施設を建てる転用許可申請であります。9 ページには対象地の位置図、10 ページには求積図、11 ページには計画平面図を付けております。12 ページから 18 ページは建設する施設の図面となっております。

次に 19 ページをご覧ください。本件につきまして、こちらの審査表に基づき審査したところですが、19 ページの立地基準につきましては、農振法の農業振興地域整備計画における農用地区域内農地となっております。20 ページの一般基準では、事業実施の確実性などについて項目ごとに審査いたしました。一番下の括弧 4、1 ヘクタール以下の農業用施設を建設する場合の軽微な変更については手続き中となっております。内容としては現時点での用途が農地となっているものを、農業用施設用地に変更するものです。

次に 21 ページからは審査にあたり参照した添付資料の一覧となっております。

次に 22 ページをご覧ください。4 の例外許可事由の該当状況ですが、先程説明しました農業用施設用地への用途変更手続きが完了することを前提として、農用地利用計画において指定された用途、すなわち農業用施設用地に供するためということで、農地法第 5 条第 2 項に規定する例外許可事由に該当すると判断しました。

5 の総合判断としては、許可相当であると考えます。

以上です。

○議長（千葉好弘君） それでは、ここで担当委員より補足説明等があれば、ご発言願います。

まず、1 番について富永代理何かございますか。

○会長職務代理（富永克治君） 一応、4 名の方で確認をしております。適正に処理されていると判断いたしましたので、よろしく申し上げます。

○議長（千葉好弘君） 次に、2 番については岩田委員が欠席でありますので、事務局から何かございますか。
安部係長。

○農地係長（安部勝喜君） 問題ないものであると伺っております。
以上報告いたします。

○議長（千葉好弘君） それでは、これより質疑を行います。1 番及び 2 番について何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。

これより 1 番及び 2 番の 2 件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

1 番及び 2 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

これで議案の審議はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第 21 回紋別市農業委員会総会を閉会いたします。

午前 11 時 27 分 閉会